

資金の種類	金利 (年%)	償還期限 (償還期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (A又はBの低い額)		B 融資率 (%)	貸付対象									摘要								
				A 融資額 (万円)			施設	農機具等			家畜の導入													
				個人	法人			乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚		鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他	
農業改良資金	無利子	12	3~5	5,000	15,000	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個別法(※)に基づき国又は都道府県の各種計画の認定と農業改良資金融通法に基づく農業改良措置の認定を受けた農業者等が対象。
畜産経営環境 調和推進資金	畜産業を営む者 補助 0.30	20 (一部15)	3	3,500 (特認 12,000)	7,000 (特認 40,000)	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	処理高度化施設整備計画に基づくもの
	非補助 0.30 共同利用 0.30			—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
振興山村・過疎 地域経営改善資金	補助 0.45 (共同利用 1.45) 非補助 0.30	25	8	1,300* (特認2,600)	5,200* (特認6,000~50,000*)	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山過法に基づく営農改善家畜の導入のその他は繁殖用めん羊及び山羊
農林漁業 施設 資金	共同 農商工等連携 六次産業化	0.30	20	3	—	—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	農協等が行う畜産共同利用施設
	利用 食肉センター施設 家畜市場施設	0.30	20	3	—	—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「食肉センター施設整備計画」又は「家畜市場施設整備計画」を作成し、知事承認を受けた農協、5割法人、団体が対象
	主務 環境保全型 等	0.30	15	3	—	—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	融資事業計画に基づくもの
	指定 特別振興事業 施設	設備 0.30 立ち上がり支援 0.45	15 10	3	—	—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特別振興事業(広く農林漁業の発展に寄与する事業)

資金の種類	金利 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (A又はBの低い額)		貸付対象			摘要								
				A 融資額 (万円)		B	施設	農機具等		家畜の導入							
				個人	法人	融資率 (%)	乳牛・肉牛・豚・鶏・他	乳牛・肉牛・豚・鶏・他		乳牛・肉牛・豚・鶏・他							
農林漁業セーフティネット資金	0.20	10	3	<p><一般>600 東日本大震災関連は1,200</p> <p><特認>年間経営費の12分の3又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額。 東日本大震災関連は年間経営費の12分の12又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額。</p> <p>肉用子牛価格の高騰の影響により経営の維持安定が困難となった肉用牛肥育経営を営む者については、年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額。</p> <p>配合飼料価格の高騰・高止まりの影響により経営の維持安定が困難となった畜産業を営む者であって平成25年1月1日から平成27年3月31日までに年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額を超えて貸付けの決定を受けた者に対する貸付限度額については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる貸付限度額とする。 [要簿記帳帳]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">適用期間</th> <th style="width: 50%;">貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td> <td>年間経営費の12分の5に相当する額又は粗収益の12分の5に相当する額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>年間経営費の12分の4.5に相当する額又は粗収益の12分の4.5に相当する額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>年間経営費の12分の4に相当する額又は粗収益の12分の4に相当する額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td>年間経営費の12分の3.5に相当する額又は粗収益の12分の3.5に相当する額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>		適用期間	貸付限度額	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年間経営費の12分の5に相当する額又は粗収益の12分の5に相当する額のいずれか低い額	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年間経営費の12分の4.5に相当する額又は粗収益の12分の4.5に相当する額のいずれか低い額	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年間経営費の12分の4に相当する額又は粗収益の12分の4に相当する額のいずれか低い額	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年間経営費の12分の3.5に相当する額又は粗収益の12分の3.5に相当する額のいずれか低い額	(1)災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害、火災等) (2)法令に基づく行政処分 (3)社会的、経済的な環境変化による一時的な経営状況の悪化	経営安定計画に基づくもの。 貸付対象の(1)を借り入れる場合は、市町村長の罹災証明書が必要。
適用期間	貸付限度額																
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年間経営費の12分の5に相当する額又は粗収益の12分の5に相当する額のいずれか低い額																
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年間経営費の12分の4.5に相当する額又は粗収益の12分の4.5に相当する額のいずれか低い額																
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年間経営費の12分の4に相当する額又は粗収益の12分の4に相当する額のいずれか低い額																
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年間経営費の12分の3.5に相当する額又は粗収益の12分の3.5に相当する額のいずれか低い額																

注1：農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等が借り入れる場合については、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可能。

また、TPP対策として「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる場合については、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可能。このうち、主として借り入れた資産により事業を行っている等の理由により十分な担保提供ができない場合に、事業性を確認した上で、実質無担保・無保証人での貸付けが可能。

2：家畜の導入の○は繁殖用家畜のみが対象となり、◎は肥育用家畜も対象となる。

3：貸付限度額の欄の*印の金額は、非補助事業の場合のみ適用され、補助事業の場合は融資率のみの適用となる。

4：上記資金について、東日本大震災関連は償還期間（据置期間を含む）を3年延長して貸付が可能。

5：スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金については、東日本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利子（最長18年）、実質無担保・無保証人の貸付が可能。

②農産物加工・流通関係

資金の種類	借入期間別による金利の一例(年%)	5年以内	10年	15年	20年	償還期限(年以内)	据置期間(年以内)	貸付限度額(A又はBの低い額)		貸付対象	適要	
								A融資額	B融資率(%)			
新規用途事業等 資		-	-	0.71	-	15	3	-	50~80	新規の用途の開発、加工原材料の新品種の育成又はその成果の企業化、当該施設の利用に必要な特別の費用等	特定農林畜水産物(生乳、豚・鶏肉、鶏卵等)を原材料として使用する食品製造業者	
中活 山性 間化 地資 域金	加工流通 施設	中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	-	-	0.21 0.46	-	15	3	-	80	中山間地域の農林畜水産物を原材料とした加工施設、中山間地域農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等	
	保健機能 増進施設	中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	-	-	0.21 0.46	-					中山間地域の農林水産資源を活用した保健機能増進施設(体験農場・農園等)、当該施設の設置に必要な特別の費用等	
	生産環境 施設	借入期間にかかわらず	0.30			25	8	-	80	中山間地域内の生産環境施設(農山漁村広場施設、多目的研修集会施設等)		
特定農産加工資金	中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	-	-	0.21 0.36	-	15	3	-	50~80	乳製品、牛肉調製品、豚肉調整品製造業者等 配合飼料製造事業	新技術利用には、当該施設の利用に必要な特別の費用等を含む	
食品産業品質管理 高度化促進資金	中小企業等2.7億円まで 2.7億円超	-	-	0.21 0.36	-	15	3	20億円	70~80	食品製造過程の管理の高度化を行うのに必要な施設の整備、当該施設の利用に必要な特別の費用等		
農業競争力強化 支援資金		-	-	0.21	0.45	20	3	-	80	配合飼料製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他の飲食料品の製造事業に係る施設の改良、造成若しくは取得等	認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者	

注1：上記資金について、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、償還期間(据置期間を含む)を3年延長して貸付が可能。

(3) 農業経営改善促進資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行等]

資金の種類	金利(年%)	償還期限(年以内)	据置期間(年以内)	貸付限度額(万円)		貸付対象	適要
				個人	法人		
農業経営改善 促進資金 (スーパーS資金)	1.50	1	-	認定農業者 2,000	認定農業者 8,000	短期運転資金 (飼料費、種苗費、機械等の修繕費、中小家畜等の購入費、小農機具等営農用備品の購入、リース料、従業員の給与、生産技術・経営管理技術の習得費、市場開拓費、販売促進費等)	貸付対象者 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者(認定農業者)

注1：貸付方式は、極度貸付方式による当座貸越及び手形貸付(極度額の範囲内で随時借入れ、随時返済)又は証書貸付とする。

2：貸付利率は、変動金利制である。

3：本資金の貸付が受けられる期間は、農業経営改善計画期間(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日まで)中である。期間終了時に有する本資金の残高は、すべて終了時に返済する。ただし、家畜の飼養等生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内で返済できる。